

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	26 - 25. 文化振興事業	協議細目
調整方針	(案) 1 各町村の指定文化財については、個人所有の動産を除き、新市に引き継ぐものとする。 2 文化財保護審議会については、地域の状況を踏まえ、各分野ごとに選出するものとする。 3 文化協会については、合併時に統合するものとし、組織の運営等に関しては現関係役員が協議して定めるものとする。 4 美術館、博物館及び民俗資料館については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。	
項目	参 考 資 料	
	資料は、第10回合併協議会(16年4月27日)に提出済み。(P96~P101)	